

Ru!Ru! 利用規約

第1条【目的】

MEDICAL BODY DESIGN 株式会社 が運営するフィットネスクラブ「Ru!Ru!」(以下、「当クラブ」という。)は、会員(本規約第4条所定の手続きを経て当クラブと契約を締結された方をいいます。以下同じです。))が、当クラブの各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とした施設です。

第2条【会員制度】

- 当クラブは会員制とします。
- 会員は、本規約、施設内規則、その他当クラブの指示をすべて遵守しなければなりません。
- 当クラブは女性専用のフィットネスクラブとなり、男性の入会はできません。

第3条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

- 本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者。
- 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。)のある者で、当クラブ内(施設のみならず、駐車場、駐輪場その他の敷地を含みます。以下同様。)においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者。
- 過去、または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有すると当クラブが判断した者。
- 医師等により運動を禁じられている者。
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
- 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
- 未成年で当クラブの利用に関して親権者の同意を得られない者及び小学生以下の者。
- その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者。

第4条【入会手続】

- 当クラブに入会される際は、所定の申込方法により入会申し込みを行い、当クラブによる審査を受けたうえ、当クラブが承諾の通知をしたときに契約が成立します。なお、利用開始日は別に定めます。
- 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 会員は、入会后、当クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたと

きは、速やかに応じなければなりません。当クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第5条に定める諸費用の支払い義務は免れません。

- 妊娠中や持病等のある方が入会される際は、同意書・医師の許可確認書を提出が必要です。なお、当クラブ利用中及び利用後の体調・病状の悪化、母体や胎児への異変などについて、当クラブは一切責任を負いません。
- 未成年者が入会しようとするときは、当クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得たうえで、所定の申込方法によりお申込みいただきます。この場合、会員は未成年者ですが、契約者は親権者となり、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく責任を会員と連帯して負うものとしします。
- 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条【会費等の支払い】

- 会員は会費等を、当クラブ所定の方法で支払うものとしします。
- 支払時期は、在籍する月の当月分を、クレジットカード払いは当月1日、口座振替の場合は当月10日にまでに支払うものとしします。ただし、入会時の初回支払い時期については別途定めます。
- 初月の会費は入会される日によって異なります。1～10日利用開始は月会費の全額、11～20日利用開始は月会費の50%、21～月末利用開始は月会費の25%の会費となります。
- 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、当クラブは会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、当クラブが指定する方法で支払いを求めることができるものとしします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担としします。
- 当クラブは、会費・料金の改定を行う場合があります。その際は事前に会員へ通知するものとし、改定後の会費・料金での同意が得られない場合には、任意退会とさせていただきます。
- キャンペーンによる特別価格または特別利用条件などについては、各店舗により内容が異なり、その契約時期・契約条件等の要件を満たした方のみに適用されます。

第6条【契約期間及び契約期間内の退会の取り扱い】

- 会員が選択したコースにより契約期間が異なります。
- 契約期間が満了する最終月の10日までに、会員からの申出による退会手続きが完

了しなかった場合は、当初のご契約と同一条件及び同一契約期間により契約が自動更新となります。

- 1年プランにてご契約された場合、1年未満（休会期間を除く）で退会した場合は、ご契約の全期間について正規入会価格の月会費と1年契約による割引価格の月会費との差額が発生します。また、契約変更にて1年プランに登録された場合も、契約変更月から1年未満（休会期間除く）に退会した場合は同様とします。
- 施設利用開始後31日経過後、契約店舗以外のスタジオも利用可能となります。

第7条【セキュリティカード】

- 当クラブは、会員に対しセキュリティカードを交付します。
- ご入会時、セキュリティカードの登録・発行事務手数料6,050円が発生します。
- 会員が当クラブを利用する際は、当該会員に交付されたセキュリティカードが必要です。会員本人がセキュリティカードを携帯していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- セキュリティカードは、交付された会員本人もしくは利用権限を有する者のみで使用し、他の者が使用することはできません。
- 会員は、セキュリティカードを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティカードを貸与した場合は強制退会処分、民事損害賠償の対象となります。
- 会員は、セキュリティカードにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに当クラブにその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。当クラブが相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティカードの再発行を受けることができます。
- セキュリティカードの再発行手数料は6,050円となります。
- セキュリティカードは契約したコースにより、出入口を解錠できる時間が異なり、契約時間以外は使用できません。また利用時間超過により、退出できず、警備会社の呼び出しを行った場合の手数料は会員のご負担となります。
- 退会、資格喪失、解散または当クラブから指示された場合は、速やかにセキュリティカードを返却しなければなりません。

第8条【遵守事項】

- 施設の利用にあたっては、定められたルール、慣習上のルール、および当クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。店舗によって、これらのルール等が異なる場合がありますので、各店舗のルール等に従ってご利用ください。
- 当クラブの利用時は、運動がしやすい服装で室内用のスポーツシューズを着用しなければなりません。当クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品が見られた場合は、施設の利用を禁止することがあります。
- 当クラブスタッフ不在の時間においては、即時の怪我等の事故防止やその他の対応を速やかに実施できかねます。スタッフ常駐のフィットネスクラブではないことを

理解の上、自己の責任により慎重にトレーニングを実施しなければなりません。また、会員及び第三者との間で争いが生じないようにすることに努めるものとします。

- 当クラブ内において、以下の行為は禁止されます。
 - 営利目的または宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的に反する活動を行うこと。
 - 他の会員に対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
 - 当クラブの利用を認められていない者を同伴させること。
 - タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
 - 施設、器具または什器を定められた方法以外で使用し、あるいは乱暴に扱うこと。
 - 大声または奇声を発すること。
 - 他の会員、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と評価される言動をすること。
 - 当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。
 - 飲酒及び喫煙、運動の支障になる薬物等の摂取

第9条【入館の禁止、退場】

- 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - 本規約および当クラブの指示等を遵守しない者。
 - 当クラブにおいて、第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
 - 当クラブにおいて、飲酒・服薬・疾患等により正常な施設利用ができないと判断した者。
 - 当クラブにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
 - 当クラブの承諾なくセキュリティカードを持たずに入館した者。
 - 会費等の全部または一部を2カ月間滞納し、または会費等の全部または一部を支払わない月が2カ月連続した者。
 - 上記の他、当クラブが入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。
- 当クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならない。

第10条【休会および復帰】

- 休会条件は、ケガ・妊娠・医師等により運動を禁じられた場合等のやむをえない事

情の場合に限ります。

- 休会の申し入れは、会員から当クラブに対し、当クラブにおけるスタッフへの申し入れの他、電話、メール又はLINEによっても受け付けます。
- 休会手続きは、休会開始を希望する月の前月 10 日までにを行った場合、休会開始希望月の 1 日より休会となります。各月の 11 日以降に休会手続きが取られた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
- 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんので、施設のご利用実績の有無にかかわらず、会費等が発生します。
- 休会期間中も 1 回につき 1, 0 0 0 円で当クラブの施設を利用できます。
- 休会していた会員は、休会届記載の休会期間終了日経過後、自動的に月単位で当クラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。
- 復帰の期間として妊娠の場合、出産日から 6 か月（母子手帳にて確認）、ケガの場合は治療完了日から 1 か月（自己申告による）の間に復帰されると再入会費は不要とします。その期間を過ぎた場合は、新規入会扱いとなり入会金の支払いが必要となります。

第 1 1 条【退会】

- 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは委任状を所持する代理人又は法定代理人（いずれも代理人自身の身分証明書の提示を要する）をして、当クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。手続きは原則ご来店となりますが、個別事情によりご来店が難しい場合は、当クラブへご相談ください。また、スタッフの常駐しない施設をご利用の方は、退会届の書式は、当クラブに連絡（0957-25-1589）し、郵送依頼をしてください。
- 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

第 1 2 条【届出内容変更手続】

- 会員は、入会申込書に記載した内容その他当クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに当クラブにおいて、所定の手続きをもって変更の届出をしなければなりません。
- コース、年間契約の変更は、希望する月の前月 10 日までに行うものとし、翌月 1

日より適用となります。各月の 11 日以降に手続きされた場合は、翌々月 1 日より適用されます。また、スタッフの常駐しない施設をご利用の方は、スタッフ常駐の他の施設にて手続きを実施するか、電話及びメールにてご連絡ください。

- 当クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達、または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第 13 条【強制退会】

- 当クラブまたは当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当クラブから強制的に退会させることができます。
 - 本規約および当クラブの指示等を遵守しないとき。
 - 当クラブにおいて、第 3 条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
 - 会費等の全部の滞納が 2 か月間以上となった場合、または会費等の全部を支払わない月が 2 か月連続した場合。
 - その他、当クラブにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき。
- 当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブの施設を使用することができません。カードキーは必ずご返却ください。
- 当クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、当クラブは、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
- 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当クラブへの入会はできません。

第 14 条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- 退会
- 会員の死亡
- 当クラブの閉店または解散

第 15 条【会員資格の譲渡禁止等】

当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 16 条【営業日および営業時間、利用時間】

- 当クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、別に定めます。ただし、天災その他諸事情により、事前告知なく変更する場合があります。
- 医学的観点からも長時間のトレーニングは望ましくありません。当クラブのトレーニング時間は約 40 分にて完了します（オプションメニュー契約時を除く）。その

ため、準備・着替え等含め、約1時間程度でご退出ください。

第17条【施設の利用制限・閉鎖・変更】

- 当クラブは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限、閉鎖、もしくは変更することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当クラブが認める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業が困難と認めたととき。
- 施設の点検、補修または改修をするとき。
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
- 施設にてイベントや撮影等を行うとき。
- その他当クラブが休業を必要と認めるとき。
- 前項の場合、その旨を各スタジオにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条【損害賠償責任】

- 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 当クラブは、専門的知識に基づき施設の提供を行います。効果については個人差がありますので、特定の効果が発生することを保証することはできません。
- スタッフの常駐しない施設をご利用の場合、スタッフの指導及び監督は排除されているため、会員による器具の利用その他トレーニングは会員自身の判断で自己責任において行うこととなります。

第19条【解散】

- 当クラブは3か月前の予告をすることにより、解散することができます。
- 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 当クラブの解散の場合、当クラブは会員に対し、特別の補償は行いません。

第20条【通知予告】

本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項に関する通知または予告は、当クラブ所定の場所に掲示または、ホームページに掲載する方法により行います。

第21条【本規約その他の諸規則の改定】

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を会員に予告なく改定することができます。

またその効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。

第22条【個人情報の管理】

当クラブは、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます。

第23条【個人情報の利用目的】

会員の個人情報は、当クラブ及び運営会社である MEDICAL BODY DESIGN 株式会社の業務においてのみ利用します。

第24条【個人情報の第三者への開示・提供の禁止】

当クラブは、会員の個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- お客さまの同意がある場合
- 会員へのサービスを行なうために当クラブが業務を委託する業者に対して開示する場合
- 法令に基づき開示することが必要である場合

第25条【個人情報の安全対策】

当クラブは、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

第26条【ご本人の照会】

会員からその本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、当該本人であることを確認の上、対応いたします。

第27条【法令、規範の遵守と見直し】

当クラブは、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本規約の内容を適宜見直し、その改善に努めます。

第28条【個人情報に関するお問い合わせ】

当クラブの個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

MEDICAL BODY DESIGN 株式会社
〒 854-0076 長崎県諫早市堂崎町 10-45
[TEL:0957-25-1589](tel:0957-25-1589) FAX:0957-46-5778

Mail:info@medicalbodydesign.com

附則. 本規約は2018年6月1日より発効します。

2018年8月1日改訂

2018年10月1日改訂

2018年12月1日改訂

2019 年 1 月 1 日改訂

2019 年 2 月 25 日改訂

2019 年 5 月 16 日改訂

2020 年 7 月 10 日改訂

2022 年 1 月 24 日改訂